

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

平成29年11月6日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 東北支社 支社長 松崎 薫

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 秋田自動車道 大戸川橋耐震補強設計
- (2) 業務箇所 自) 岩手県和賀郡西和賀町大渡
至) 秋田県大仙市協和中淀川
- (3) 業務内容 本業務は、秋田自動車道湯田 IC～協和 ICの大戸川橋他3橋の耐震補強設計および落橋防止システム等の設計を実施するものである。
- (4) 共通仕様書 調査等共通仕様書（平成29年7月）（以下「共通仕様書」という）を使用すること
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
- (5) 履行期間 契約保証取得日の翌日から360日間
- (6) その他
- イ. 本公示における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。
 - ロ. 本業務は、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》（以下「指示書」という。）を使用する。
 - ハ. 本業務は、落札者の希望に応じ、電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により契約書の取り交わし及び保管を行う「電子契約」の対象業務である。
- 二. 本業務は、技術提案書の提出者に対し東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が指定する「工種・名称・細目（以下「項目」という。）」に係る見積項目内訳書の提出を求め、その見積項目内訳書をNEXCO東日本における積算の際の参考とする「見積方式」の対象業務である。

2. 手続等

- (1) 担当部署 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ3階
(電話) 022-217-1726
- (2) 関係書類の取得期間及び方法
- イ. 取得期間 入札公示日から平成29年11月20日（月）までとする。
 - ロ. 取得方法 入札公示、金抜設計書、特記仕様書(案)その他入札関係書類、調査等請負契約書、指示書及び調査等共通仕様書は、NEXCO東日本ホームページから取得すること。

3. 競争参加資格

- (1) 参加表明書の提出期間の最終日（以下「審査基準日」という。）において、NEXCO東日本契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》（以下「指示書」という。）[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において、NEXCO東日本における平成29・30年度調査等競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらた

めて競争参加資格の再認定を受け、上記（2）に示す条件を満たす場合を除く。）

- (4) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、NEXCO東日本競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）（以下「資格停止要領」という。）に基づき、「地域2」において競争参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 審査基準日から見積合せを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ.に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本業務の発注に関与した者でないこと、又は現に下記ロ.に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 施工（調査等）管理業務の受注者

施工（調査等）管理業務名	施工（調査等）管理業務受注者
保全点検業務等の実施に関する年度協定	（株）ネクスコ・エンジニアリング東北

- (6) 審査基準日から見積合せを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、指示書1【1】入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

イ. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
② 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- ① 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）
② 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
③ 組合の理事
④ ①から③に準ずる者

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

ハ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他、上記イ. 又はロ. と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

競争参加希望者は、次に定めるとおり、参加表明書を作成する必要がある。

(1) 参加表明書において求める業務の実績、資格、手持ち業務量

イ. 企業に必要とされる同種又は類似業務の実績

審査基準日において、平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した下記の「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

同種業務	高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における道路橋の耐震補強設計（※）
類似業務	道路橋の耐震補強設計（※）

※設計とは、NEXCO東日本調査等共通仕様書（H29.7）5-7-3構造物設計 基本設計、5-7-4構造物設計 詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容とする。

ロ. 配置予定管理技術者の技術者資格

審査基準日において、下記に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、関連する法規又は制度に基づいて資格登録を行っている者でなければならない。

- ①技術士[総合技術監理部門]かつ技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている。
- ②技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている。
- ③RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている。
- ④土木学会認定土木技術者[特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者]で(鋼・コンクリート、総合、橋梁)の資格を有する

平成13年度以降の技術士試験合格者(総合技術監理部門の合格者を除く)の場合、以下の1)及び2)に該当すること

- 1) 7年以上の技術的業務の実務経験を有していること。
- 2) 業務に該当する部門に4年以上従事していること。

外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、予め技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、記9.(3)に示す技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

ハ. 配置予定管理技術者の同種又は類似業務経験

審査基準日において、平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した下記の「同種又は類似業務」の実績を有する者でなければならない。

同種業務	記4.(1)イ.に示す同種業務と同じ
類似業務	記4.(1)イ.に示す類似業務と同じ

ニ. 配置予定管理技術者の手持ち業務

審査基準日において、管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、下記①及び②のいずれにも該当しない者でなければならない。

- ① 契約金額の合計が4億円以上
- ② 契約件数の合計が10件以上

なお、手持ち業務1件以上に、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。

(2) 業務実績の確認資料

- イ. 同種又は類似の業務が「業務実績情報システム(テクリス)」(以下「テクリス」という。)に登録されている場合は、テクリスの写しを添付すること。
- ロ. 同種又は類似の業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書(契約の締結が確認できる部分)の写しを添付すること。
- ハ. テクリス又は契約書の写しで記載した業務の業務内容が確認できない場合は、業務内容が確認できる資料(数量表、仕様書、図面、報告書等の一部)の写しを添付すること。

二. 記載した業務につき同種又は類似業務に該当することが確認できる書類の添付がない場合は選定しない。

ホ. 記載した業務につき発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の通知の写しを添付すること。

ヘ. 記載した業務の成績評定点の通知が無い場合は、受渡しを行ったことを証する書類(認定書等)の写しを添付すること。なお、成績表定点の通知又は受渡しを行ったことを証する書類(認定書等)の写しの添付が無い場合は選定しない。

(3) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、参加表明書様式1～6について以下により作成すること。

記載事項	作成に関する留意事項	摘要
参加表明書	・提出者欄を全て記載し、社印を押印の上提出すること。	・各様式に示す《記載上の注意事項》に従って記載すること。
参加表明書様式1	・参加表明書に関する問合せのため、作成者連絡先を全て記載すること。 なお、作成者が提出者と同じ場合でも省略しないこと。 ・提出年月日の記載がない場合は受理しない。	・各様式に示す《添付書類》に従い記載内容が確認できる書類を添付すること。
企業の同種又は類似業務実績	・記4.(1)イ.に示す同種又は類似業務の実績を記載すること。 なお、業務の実績は1件とする。	・サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。
参加表明書様式2	・記載した同種又は類似業務の実績について、平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しを行ったことを証する書類(認定書、成績評定点の通知等)の写しを添付すること。 ・受渡しを行ったことを証する書類(認定書、成績評定点の通知等)の写しの添付が無い場合は、業務実績として認めない。	・様式2～様式5の記載内容が確認できる書類の添付がない場合、選定しない。
企業の表彰実績	・平成22年4月1日以降にNEXCO東日本から表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が「橋梁設計」である場合に記載すること。	
参加表明書様式3		
配置予定管理技術者の資格等	・記4.(1)ロ.に示す技術者資格を有する技術者を1名記載すること。	
参加表明書様式4	・手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の全ての業務について記載する。 ・手持ち業務は、NEXCO東日本、NEXCO東日本以外の発注者(国内外を問わず)も含めること。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定又は特定通知された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。	
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験	・記4.(1)ハ.に示す同種又は類似業務の実績を記載すること。 なお、業務の実績は、参加表明書様式4に記載した配置予定管理技術者に対し1件記載すること。	
参加表明書様式5	・記載した同種又は類似業務の実績について、平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しを行ったことを証する書類(認定書、成績評定点の通知等)の写しを添付すること。 ・受渡しを行ったことを証する書類(認定書、成績評定点の通知等)の写しの添付が無い場合は、業務実績として認めない。 ・参加表明書の提出者以外が契約した業務の実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。	

業務実施体制 参加表明書様式 6	<p>・調査等共通仕様書 1－19－1 に示す「主たる部分」若しくは 1－49－2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p> <p>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的な内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。</p>	
------------------------	--	--

5. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 2部（正1部・副1部）郵送（書留郵便又は信書便）又は持参により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。（なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足について十分確認の上、提出すること。）
- (2) 提出先 記2. (1) に同じ。
- (3) 提出期間 入札公示日から平成29年11月20日（月）までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
- (4) その他 資料を持参する場合は、資料の不備・不足の確認は行わず受け付けるので注意すること。

6. 技術提案書の提出者の選定

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目・基準は、以下のとおりである。

評価項目		評価基準・評価方法		評価点	
参加表明者の経験及び能力	実績	同種又は類似業務実績	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務実績。	①同種業務実績が平成22年4月1日以降のNEXCO東日本の業務 ②同種業務実績が平成22年4月1日以降の中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の業務 ③同種業務実績が平成22年4月1日以降のNEXCO東日本、中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱以外の公的機関の業務 ④類似業務又は上記①～③に該当しない同種業務 ⑤業務実績が無い	10 8 5 0 非選定
		評価対象とする同種業務： 記4. (1)イに示す同種業務			
		評価対象とする類似業務： 記4. (1)イに示す類似業務			
		成績・表彰	業務実績の成績評定点	同種業務実績が平成22年4月1日以降に受渡しが完了した業務で成績評定点が70点以上の場合には以下により算出する。 $\text{評価点} = \text{配点} \times \frac{(\text{同種業務実績の成績評定点} - 70)}{20} \times \alpha \times \beta$ 評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。 成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。	
				$\alpha : \text{評定年度係数}$ ①同種業務実績の受渡しが平成26年4月1日以降 <u>1.0</u> ②同種業務実績の受渡しが平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間 <u>0.5</u>	
表彰	NEXCO東日本からの表彰実績			$\beta : \text{発注組織係数}$ ①同種業務実績がNEXCO東日本の発注業務 <u>1.0</u> ②同種業務実績が中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の発注業務 <u>0.8</u> ③同種業務実績が上記①・②以外の公的機関の発注業務 <u>0.5</u> 以下の場合、評価点は0点とする。 ①同種業務の成績評定点が70点未満の業務 ②同種業務実績が平成22年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ③同種業務実績がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び公的機関以外の業務 ④類似業務 ⑤成績評定が無い	
				10 ～ 0	
			平成22年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰で競争参加資格における業種区分が「橋梁設計」の業務の場合に評価する。	①社長表彰または支社長表彰（全支社可）	
			なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も評価点の高い表彰実績で評価する。	②東北支社管内の事務所長表彰	
				③上記①～②に該当しない	

事故及び不誠実な行為	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合は、評価を減ずる。		①文書警告 ②口頭注意	-2 -1
配置予定管理技術者の経験及び能力	技術者資格	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 平成13年度以降の技術士試験合格者（総合技術監理部門の合格者を除く）の場合は、以下の1)及び2)に該当すること。 1) 7年以上の技術的業務の実務経験を有していること 2) 業務に該当する部門に4年以上従事していること	①技術士〔総合技術監理部門〕かつ技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている ③RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている ④土木学会認定土木技術者〔特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者〕で（鋼・コンクリート、総合、橋梁）の資格を有する ⑤上記①～④に該当しない。	30 24 15 15 非選定
		外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		
	資格・実績等	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。 同種業 参加表明者に求めた同務： 同種業務と同じ 類似業 参加表明者に求めた類務： 似業務と同じ	①同種業務実績が平成22年4月1日以降のNEXCO東日本の業務 ②同種業務実績が平成22年4月1日以降の中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の業務 ③同種業務実績が平成22年4月1日以降のNEXCO東日本、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱以外の公的機関の業務 ④類似業務又は上記①～③に該当しない同種業務 ⑤業務実績が無い	30 24 15 0 非選定
	手持ち業務	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれか。 なお、手持ち業務1件以上に、「低入札価格調査対象業務」がある場合は上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	①該当しない ②該当する	適 非選定
成績	業務経験の成績評定点	同種業務実績が平成22年4月1日以降に受渡しが完了した業務で成績評定点が70点以上の場合は以下により算出する。 評価点 = 配点 × $\frac{(\text{同種業務実績の成績評定点} - 70)}{20}$ × $\alpha \times \beta \times \gamma$ 評価点は小数第4位以下を切り捨てとする。 成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。	α : 評定年度係数 ①同種業務実績の受渡しが平成26年4月1日以降 ②同種業務実績の受渡しが平成22年4月1日以降から平成26年3月31日までの間 β : 発注組織係数 ①同種業務実績がNEXCO東日本の発注業務	係数値 1.0 0.5 1.0

		<p>②同種業務実績が中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の発注業務 0.8</p> <p>③同種業務実績が上記①・②以外の公的機関の発注業務 0.5</p> <p>γ : 従事役職係数 係数値</p> <p>①同種業務実績の従事役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者のいずれか 1.0</p> <p>②同種業務実績の従事役職が、担当技術者 0.5</p> <p>以下の場合の評価点は0点とする。</p> <p>①同種業務の成績評定点が70点未満の業務</p> <p>②同種業務実績が平成22年3月31日以前に受渡しが完了した業務</p> <p>③同種業務実績がNEXCO東日本、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び公的機関以外の業務</p> <p>④類似業務</p> <p>⑤成績評定が無い</p>	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	再委任の内容が主たる部分〔共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持に係る部分〔共通仕様書1-49-2〕である。	<p>①該当しない ②該当する</p> <p>適 非選定</p>

(注1) 公的機関とはテクリスにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいう。

(2) 選定方法

- イ. 記3. に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。
- ロ. 技術提案書の提出者は3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。
- ハ. 入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下となった場合には、追加選定を行うことがある。
なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めない。

7. 技術提案書の提出者の選定・非選定に関する事項

- (1) 技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。
- (2) 技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を非選定通知書により通知する。
- (3) 技術提案書の提出者の選定・非選定の通知の日は平成29年12月1日(金)を予定している。
- (4) 技術提案書の提出者として非選定の通知を受けた者は、下記に示すとおり、非選定理由について説明を求めることができる。
 - イ. 受付方法 契約責任者に対して、説明請求者の氏名(説明請求者が法人の場合は会社名も記載すること)及び住所、調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面(様式は自由)を書留郵便又は持参により受け付ける。(普通郵便、FAXは認めない。)
 - ロ. 受付場所 記2.(1)に同じ
 - ハ. 受付期間 非選定の通知をした日の翌日から7日(休日を含まない)以内の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
 - ニ. 回答方法 上記ハの示す受付期間の最終日の翌日から5日以内(休日を含まない)に書面にて行う

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- 技術提案書の提出者として選定された者は、次に定めるとおり、技術提案書を作成すること。
- (1) 技術提案書作成上の基本事項
 - 技術提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、業務成果の一部の提出を求めるものではない。本公示において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (2) 技術提案書において求める資格、業務経験
 - イ. 配置予定照査技術者の資格
技術提案書の提出期限日において下記に示す技術資格を有し、かつ、関連する法規・制度に

基づいて資格登録を行っている者でなければならない。

技術者資格	記4. (1) ロ. に示す技術者資格に同じ
ロ. 配置予定照査技術者の同種又は類似業務経験 技術提案書の提出期限日において下記に示す「同種又は類似業務」について、平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した業務の実績を有する者でなければならない。	
同種業務	記4. (1) イ. に示す同種業務に同じ
類似業務	記4. (1) イ. に示す類似業務に同じ

(3) 技術提案書の作成方法

技術提案書は、以下の「作成に関する留意事項」に従い、技術提案書様式【1～8】について作成すること。なお、業務実績の確認資料は記4. (2) イ. ～ヘ. によること。

記載事項	作成に関する留意事項	摘要
技術提案書 技術提案書様式1	<ul style="list-style-type: none">提出者欄を全て記載し、社印を押印の上提出すること。技術提案書に関する問合せのため、作成者連絡先を全て記載すること。なお、作成者が提出者と同じ場合でも省略しないこと。提出年月日の記載がない場合は受理しない。	各様式に示す《記載上の注意事項》に従って記載すること。
業務実施体制 技術提案書様式2	<ul style="list-style-type: none">配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者を記載する。配置予定担当技術者は、実施する各分担業務毎に代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載できる。	<ul style="list-style-type: none">各様式に示す《添付書類》に従い記載内容が確認できる書類を添付すること。
配置予定照査技術者の資格等 技術提案書様式3	<ul style="list-style-type: none">記8. (2) イ. に示す技術者資格を有する技術者を1名記載すること。	
配置予定照査技術者の同種又は類似業務経験 技術提案書様式4	<ul style="list-style-type: none">記8. (2) ロ. に示す同種又は類似業務の実績を記載すること。 なお、業務の実績は、技術提案書様式3に記載した配置予定照査技術者に対し1件記載すること。記載した同種又は類似業務の実績について、平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しを行ったことを証する書類（認定書、成績評定点の通知等）の写しを添付すること。受渡しを行ったことを証する書類（認定書、成績評定点の通知等）の写しの添付が無い場合は、業務実績として認めない。参加表明書の提出者以外が契約した業務経験を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。	<ul style="list-style-type: none">サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。様式3～様式4への記載内容が確認できる書類の添付がない場合、特定しない
業務への取組方針 技術提案書様式5	<ul style="list-style-type: none">本業務の業務内容や特徴を踏まえ、業務を遂行するための実施方針、着眼点について簡潔に記載する。本業務の実施体制、業務フロー、工程計画等について簡潔に記載する	
業務計画工程表 技術提案書様式6	<ul style="list-style-type: none">実施の手順を示す計画工程表とすること。業務への取組方針（様式5）を反映した計画であること。	
参考業務規模 総額 技術提案書様式7	<ul style="list-style-type: none">総額（様式7）は、技術提案書を特定するための評価項目として用いる。本業務の総額の参考業務規模（税抜き）は46百万円を想定している。 ただし、見積項目に関する金額（見積項目に対するその他原価、一般管理費等の金額を含む）を除く。	
見積項目内訳書 技術提案書様式8	<ul style="list-style-type: none">見積項目内訳書（様式8）は、積算の際の参考として用いる。	
その他	<ul style="list-style-type: none">当該業務の実施にあたり、課題や問題点に対する、有益な代替案、業務を進める上で重要な事項の提案があれば記載する。	

	<ul style="list-style-type: none">・記載様式は様式5に含めず、自由様式とし、A4判1ページ以内とする。・代替案を含めて参考業務規模を超える場合は特定しない。・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	
--	--	--

9. 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 記5. (1) に同じ

(2) 提出先 記2. (1) に同じ

(3) 提出期間 技術提案書の提出要請日から平成29年12月22日(金)までの休日を除く毎日、
午前10時00分から午後4時00分まで

10. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目・基準は、以下のとおりである。

評価項目		評価基準・評価方法		評価点	
者 配 置 予 定 管 理 技 能 力	資 格 ・ 実 績	技術者資格	参加表明書で評価済のため技術提案書提出時には提出を求めない。	参加表明書の評価点に〔10／30〕を乗じ小数第4位以下を切り捨てとする 参加表明書の評価点に〔10／30〕を乗じ小数第4位以下を切り捨てとする	10 10
		技術者資格	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 平成13年度以降の技術士試験合格者（総合技術監理部門の合格者を除く）の場合は、以下の1)及び2)に該当すること。 1) 7年以上の技術的業務の実務経験を有していること 2) 業務に該当する部門に4年以上従事していること 外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①技術士〔総合技術監理部門〕かつ技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている ③RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている ④土木学会認定土木技術者〔特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者〕で（鋼・コンクリート、総合、橋梁）の資格を有する ⑤上記①～④に該当しない。	10 8 5 5 非特定
		同種又は類似業務経験	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	①同種業務実績が平成22年4月1日以降のNEXCO東日本の業務 ②同種業務実績が平成22年4月1日以降の中日本高速道路㈱又は西日本高速道路㈱の業務 ③同種業務実績が平成22年4月1日以降のNEXCO東日本、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱以外の公的機関の業務 ④類似業務又は上記①～③に該当しない同種業務 ⑤業務実績が無い	10 8 5 0 非特定
「ヒアリング」の評価 方針 及び 「業務へ」	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合、優位に評価する。	理解度が極めて高い。 理解度が高い。 理解度が標準程度。 理解度が低い。 理解度が極めて低い。	20 15 10 5 0
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合、優位に評価する。	手順の妥当性が極めて高い。 手順の妥当性が高い。 手順の妥当性が標準程度。 手順の妥当性が低い。 手順の妥当性が極めて低い。	10 8 5 3 0

	照査体制	詳細な照査手法の提案等、適性かつ有効な照査体制の場合、優位に評価する。	体制の妥当性が極めて高い。 体制の妥当性が高い。 体制の妥当性が標準程度。 体制の妥当性が低い。 体制の妥当性が極めて低い。	1 5 1 1 8 4 0
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合、優位に評価する。 業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合、評価しない。	提案の具体性が極めて高い。 提案の具体性が高い。 提案の具体性が標準程度。 提案の具体性が低い。 提案の具体性が極めて低い。	1 5 1 1 8 4 0

1 1. 見積項目内訳書に関する事項

見積項目内訳書（技術提案書様式8）とは、技術提案書の提出者に対し、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した工種・名称・細目に係る内訳価格を記載のうえ提出を求める書類である。なお、提出された見積項目内訳書は、NEXCO東日本における積算の際の参考として用いる。

(1) 見積項目内訳書の提出

技術提案書の提出者は、技術提案書の提出時に見積項目内訳書（技術提案書様式8）を、次に示すとおり提出しなければならない。

イ. 提出方法 記5. (1) と同じ。

ロ. 提出先 記2. (1) と同じ。

ハ. 提出期間 技術提案書の提出要請日から平成29年12月22日（金）までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

(2) 見積項目内訳書作成に関する留意事項

イ. 見積項目内訳書は設計図書に基づき作成することとし、提出期限後の追加及び差し替えは認めないものとする。

ロ. 技術提案書様式8（見積項目内訳書）に内訳価格を記載すること。

ハ. 提出書類

提出書類	記載事項
見積項目内訳書 (技術提案書様式8)	・設計書の備考欄に「見積対象」と記載された工種・名称・細目の算定に用いた内訳書。

ニ. 見積項目内訳書（技術提案書様式8）の提出のない技術提案書は特定しない。

1 2. 技術提案書に関するヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う

イ. 実施場所 東日本高速道路株式会社 東北支社

（住所）〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1

ロ. 実施日時 平成29年12月25日（月）～平成30年1月22日（月）を予定するが、詳細は協議の上、決定する。

ニ. 出席者 配置予定管理技術者とする。

(2) ヒアリングでは、技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

イ. 配置予定管理技術者の業務経験について

ロ. 業務の取組方針について

ハ. 技術提案書様式7で求めた総額の内容について

ニ. 見積項目内訳書の内容について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。

1 3. 特定及び非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書が特定された者に対しては、特定通知書をもって通知する。

(2) 技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を非特定通知書により通知する。

(3) 技術提案書が特定されなかった者として非特定の通知を受けた者は、下記に示すとおり、非特定理由について説明を求めることができる。

イ. 受付方法 契約責任者に対して、説明請求者の氏名及び住所、調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面（様式は自由）を書留郵便又は持参により行うこと。（普通郵便、FAXは認めない。）

ロ. 受付場所 記2. (1) に同じ

ハ. 受付期間 非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

ニ. 回答方法 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含む。）に書面にて行う。

14. 見積合せ

(1) 見積合せ

見積合せの日時等については、特定した見積者に別途通知する。

(2) 契約相手方の決定

契約責任者は、見積合せの結果、契約制限価格の範囲内における有効な見積価格である場合に、見積者を契約の相手方として決定する。

15. 契約書作成の要否 要

NEC東日本ホームページより取得した調査等請負契約書により、契約書を作成すること。契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には、電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

16. 入札保証及び契約保証

(1) 入札保証 不要

(2) 契約保証 必要

指示書[25]契約保証（履行ボンド）の取得及び提出」を参照のこと。

17. 前払金

請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。

18. 入札公示に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法 質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）を郵送（書留郵便又は信書便）又は持参により受け付ける。なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記すること。

なお、質問書面には会社名・社印・提出日を記載すること。

【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないように留意すること。

(2) 受付先 記2. (1) に同じ。

(3) 受付期間 入札公示日から平成29年12月8日（金）までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

(4) 回答方法 質問に対する回答は、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を含まない）に下記（5）に示すとおり閲覧に供する。

(5) 閲覧方法及び期間

回答の翌日から見積合せの日まで、NEC東日本ホームページ「入札公告・契約情報」の「本公告名」の「備考」に掲載し閲覧に供する。

19. 苦情申立てに関する事項

記7. (4) 又は記13. (3) の回答に不服があるものは、同回答を受け取った日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に、契約責任者に対し、書面により再苦情を申し立てができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。

20. 関連情報を入手するための照会窓口 記2. (1) と同じ

21. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 記3. (2) に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も記4. (3) により参加表明書を作成し、提出することができるが、技術提案書の提出期間の最終日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対してNEXCO東日本競争参加資格停止等事務処理要領に基づく資格停止措置を行うことがある。
- (6) 記4. (1)イ. 、ハ. 及び8. (2)ロ. の同種又は類似業務実績については、我が国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断する。
- (7) 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）をもって参加表明書を提出する場合には、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、技術提案書の提出期限日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
- (8) 参加表明書の提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できない。
- (9) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (10) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術評価点の算出以外には提出者に無断で使用しない。
- (11) 本業務の受注者となった場合、次のとおり、受注することができなくなる他の業務がある。
 - イ. 本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は工事を受注することができない。
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。
 - ロ. 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し、又は施工（調査等）管理業務を受注することができない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

- (1 2) 本件調達において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。
- (1 3) 入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本ホームページ「よくあるご質問・調達について」を参照のこと。
<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

以 上

参加表明書

(調査等名) 秋田自動車道 大戸川橋耐震補強設計

標記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、標記業務の手続開始の公示において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ①当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ②当社は、標記業務の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下「受注者等」という。）として標記業務の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ③当社と資本関係又は人的関係^{注2)}のある者は、標記業務の入札には参加しません。
- ④今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面もって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫 殿

仕入先コード^{注1)}

住所

会社名

代表者

担当者

TEL

FAX

E-mail

印

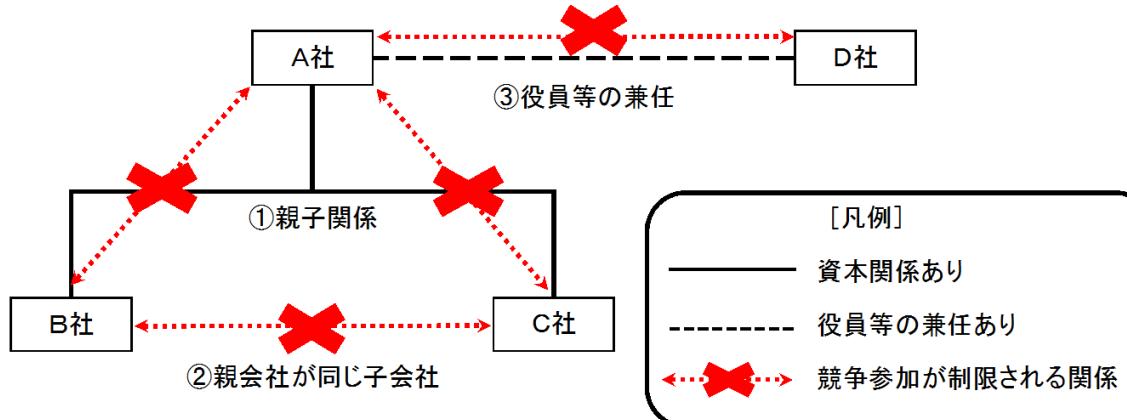
※本注意事項は提出時に記載をする必要はない。以下同じ（《添付資料》も同様）。	
①注1)に示す仕入先コードは、NEXCO東日本HP内の有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載すること。NEXCO東日本の有資格者として登録していない場合は「登録なし」と記載する。	
②注2)に示す「資本関係又は人的関係」については、別添資料「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、参加表明書の提出にあたり別添資料の提出は不要です。	
③「代表者」の欄は、法人代表者に限定する必要はなく、NEXCO東日本でいう「契約責任者」と同じく契約締結権限を有する者（=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等）であればよい。	
④作成サイズはA4判とする。	

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

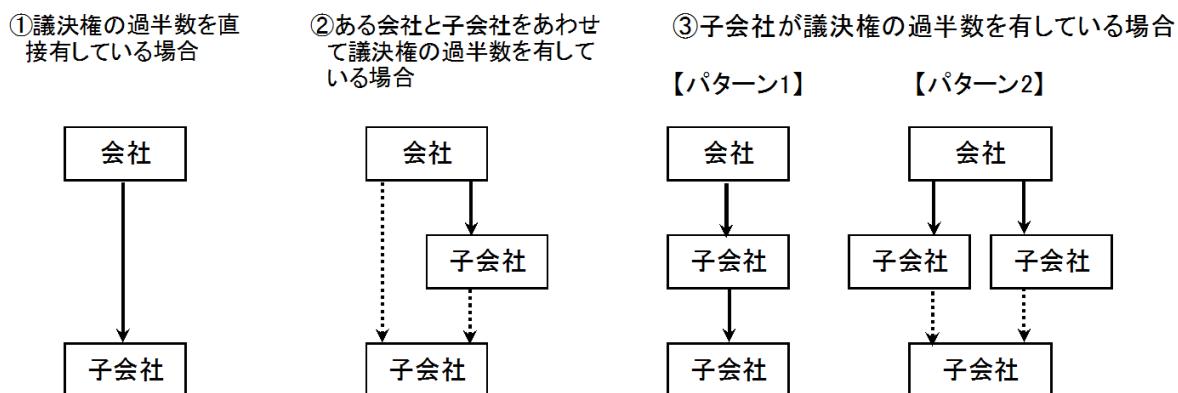


○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



*この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- 議決権の過半数を有している
-→ 合算すると議決権の過半数を有している

企業の同種又は類似業務実績

評価基準	平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	
	同種業務	高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における道路橋の耐震補強設計（※）
	類似業務	道路橋の耐震補強設計（※）

※設計とは、NEXCO東日本調査等共通仕様書（H29.7）5-7-3構造物設計 基本設計、5-7-4構造物設計 詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容とする。

業務種別	(同種業務、類似業務のいずれかに該当するかを記載)
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
業務概要	

《添付資料》

- ①記載した同種又は類似の業務がテクリスに登録されている場合は、テクリスの写しを添付すること。
- ②記載した同種又は類似の業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書（契約の締結が確認できる部分）の写しを添付すること。
- ③テクリス又は契約書の写しで記載した業務の業務内容が確認できない場合は、業務内容が確認できる資料（数量表、仕様書、図面、報告書等の一部）を添付すること。
- ④受渡しを行ったことを証する書類（認定書、成績評定点の通知等）の写しを添付すること。なお、受渡しを行ったことを証する書類の写しの添付が無い場合は実績と認めない。

《記載上の注意事項》

- ①同種又は類似業務の実績は1件とする。
- ②「業務概要」には「同種業務」又は「類似業務」に該当することが確認できる実施内容を記載すること。
- ③作成サイズはA4判で1ページとする。

企業の表彰実績

評価基準	平成22年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰で競争参加資格における業種区分が「橋梁設計」の業務の場合に評価する。なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。
------	---

業務名	業務区分
工期	

NEXCO東日本から表彰を受けている場合に表彰状の写しを貼付する。

《記載上の注意事項》

- ①NEXCO東日本から表彰を受けている場合に表彰状の写しを貼付する。
- ②複数の表彰実績がある場合は、1) 社長表彰又は支社長表彰（全支社可）、2) 東北支社管内の事務所長表彰の順で評価の高い実績1件の表彰状を貼付すること。
- ③複数の表彰実績を提出した場合は、提出した中で最も評価の高い実績1件を評価の対象とする。
- ④表彰実績がない場合は、「表彰なし」と記載すること。
- ⑤作成サイズはA4判で1ページとする。

配置予定管理技術者の資格等

評価基準	次の技術者資格のいずれかを有すること。 ① 技術士〔総合技術監理部門〕かつ技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている ② 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている ③ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている ④ 土木学会認定土木技術者〔特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者〕で（鋼・コンクリート、総合、橋梁）の資格を有する				

氏名					
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (●●-●●)			
		●●部門 (●●) 平成12年度試験以前合格者			
		●●部門 (●●) 平成13年度試験以降合格者		○年○ヶ月	○年○ヶ月
	RCCM	●●部門			
	土木学会 認定土木 技術者	●●土木技術者 (●●分野)			
手持ち業 務の状況 契約金額 が500 万円以上 の手持ち 業務を記 載	業務名 (テクリス 登録番号)	発注者名	履行期間	契約金額 (百万円)	
	例) ○○自動車道○○業務 (000000)	NEXCO日本	H00.00.00 H00.00.00	低入札 00	
				契約総額	

《添付資料》
①上表資格に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付すること。 ②技術士資格については選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを添付すること。 ③平成13年度以降の技術士試験合格者（総合技術監理部門の合格者を除く）にあっては、1) 7年以上の技術的業務の実務経験を有すること、2) 業務に該当する部門（建設部門（鋼構造及びコンクリート））に4年以上従事している者であることを確認できる実務経験の一覧表（様式自由：サイズはA4判とする）を添付すること。 ④外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けていることを確認できる資料を添付すること。

《記載上の注意事項》
①平成13年度以降の技術士試験合格者（総合技術監理部門の合格者を除く）にあっては実務経験及び従事期間を記入するものとし従事期間には建設部門（鋼構造及びコンクリート）での従事期間を記載する。 ②手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の全ての業務について記載する。 ③手持ち業務がテクリスに登録されている場合は、業務名の下段に登録番号を記載すること。 ④手持ち業務が、当該業務の発注機関の低入札価格調査対象業務となった業務については、契約金額の上段に「低入札」と記載すること。 ⑤プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定又は特定通知された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。 ⑥作成サイズはA4判で1ページとする。

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

評価基準	平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	
	同種業務	高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における道路橋の耐震補強設計(※)
	類似業務	道路橋の耐震補強設計(※)

※設計とは、NEXCO東日本調査等共通仕様書(H29.7)5-7-3構造物設計 基本設計、5-7-4構造物設計 詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容とする。

配置予定管理技術者名	
業務種別	同種業務、類似業務のいずれかに該当するかを記載
業務名	
テクリス 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
業務概要	

《添付資料》

- ①記載した同種又は類似の業務がテクリスに登録されている場合は、テクリスの写しを添付すること。
- ②記載した同種又は類似の業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書（契約の締結が確認できる部分）の写しを添付すること。
- ③テクリス又は契約書の写しで記載した業務の業務内容が確認できない場合は、業務内容が確認できる資料（数量表、仕様書、図面、報告書等の一部）を添付すること。
- ④受渡しを行ったことを証する書類（認定書、成績評定点の通知等）の写しを添付すること。なお、受渡しを行ったことを証する書類の写しの添付が無い場合は実績と認めない。

《記載上の注意事項》

- ①同種又は類似業務の業務経験は配置予定管理技術者ごとに1件とする。
- ②「業務概要」には「同種業務」又は「類似業務」に該当することが確認できる実施内容を記載すること。
- ③作成サイズはA4判で1ページとする。
- ④同種又は類似業務の業務経験は、管理技術者としての業務経験に限らず、照査技術者、担当技術者として携わった業務経験も対象となる。ただし、これら技術者として携わったことを証する書類の写しの添付がなかった場合（上記の《添付書類》を参照）は、業務経験として認めない。

業務実施体制

評価基準	再委任の内容が主たる部分[調査等共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持に係る部分[調査等共通仕様書1-49-2]でないこと。
------	--

再委任若しくは下請負の予定	再委任（下請負）先	（備考）
	再委任（下請負）内容	
学識経験者等への技術協力の予定	協力先（協力者）	（備考）
	協力を求める内容	

〔記載上の注意事項〕

- ①参加表明者単独により、業務を実施する場合には備考欄に「予定無し」と記載する。
- ②調査等共通仕様書1-19-2に示す「軽微な部分の再委任」がある場合においても備考欄に「予定無し」と記載すること。
- ③他の建設コンサルタント等に該当業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、共通仕様書に示す「業務の主たる部分」を再委任してはならない。
- ④作成サイズはA4判1ページとする。

技術提案書

(調査等名) 秋田自動車道 大戸川橋耐震補強設計

標記業務について、平成00年00月00日付け東高〇〇〇第〇号にて要請がありました、技術提案書を提出します。

平成00年00月00日

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫 殿

仕入先コード^{注1)}

住所

会社名

代表者

担当者

TEL

FAX

E-mail

印

《記載上の注意事項》

- ①注1)に示す仕入先コードは、NEXCO東日本HP内の有資格者名簿に記載されている10桁のコード番号を記載すること。NEXCO東日本の有資格者として登録していない場合は「登録なし」と記載する。
- ②「代表者」の欄は、法人代表者に限定する必要はなく、NEXCO東日本でいう「契約責任者」と同じく契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等)であればよい。
- ③作成サイズはA4判1ページとする。

業務実施体制（本業務の組織）

	担当する分担業務の内容	技術者氏名	所属・役職・（会社名）
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者1			
担当技術者2			
担当技術者3			

《記載上の注意事項》

- ①氏名には、ふりがなをふること。
- ②担当技術者は、実施する各分担業務毎に代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載できる。
- ③会社名・所属・役職には、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、会社名を必ず記載すること。
- ④作成サイズはA4判1ページとする。

配置予定照査技術者の資格等

評価基準	次の技術者資格のいずれかを有すること				
	① 技術士〔総合技術監理部門〕かつ技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている				
	② 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている				
	③ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている				
	④ 土木学会認定土木技術者〔特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者〕で（鋼・コンクリート、総合、橋梁）の資格を有する				

氏名					
生年月日					
現職	所属				
	役職				
資格	資格種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 (●●-●●)			
		●●部門 (●●) 平成12年度試験以前合格者			
		●●部門 (●●) 平成13年度試験以降合格者		○年○ヶ月	○年○ヶ月
	RCCM	●●部門			
	土木学会 認定土木 技術者	●●土木技術者 (●●分野)			

《添付資料》
①上表資格に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付すること。
②技術士資格については選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを添付すること。
③平成13年度以降の技術士試験合格者（総合技術監理部門の合格者を除く）にあっては、1) 7年以上の技術的業務の実務経験を有すること、2) 業務に該当する部門に4年以上従事している者であることを確認できる実務経験の一覧表（様式自由：サイズはA4判とする）を添付すること。
④外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けていることを確認できる資料を添付すること。
《記載上の注意事項》
① 平成13年度以降の技術士試験合格者（総合技術監理部門の合格者を除く）にあっては実務経験及び従事期間を記入するものとし従事期間には建設部門（鋼構造及びコンクリート）での従事期間を記載する。
② 作成サイズはA4判で1ページとする。

配置予定照査技術者の同種又は類似業務経験

評価基準	平成19年4月1日以降に元請として発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	
	同種業務	高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における道路橋の耐震補強設計 (※)
	類似業務	道路橋の耐震補強設計 (※)

※設計とは、NEXCO東日本調査等共通仕様書（H29.7）5-7-3構造物設計 基本設計、5-3-4構造物設計 詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容とする。

配置予定照査技術者名	
業務種別	同種業務、類似業務のいずれかに該当するかを記載
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
業務概要	

《添付資料》

- ①記載した同種又は類似の業務がテクリスに登録されている場合は、テクリスの写しを添付すること。
- ②記載した同種又は類似の業務がテクリスに登録されていない場合は、契約書（契約の締結が確認できる部分）の写しを添付すること。
- ③テクリス又は契約書の写しで記載した業務の業務内容が確認できない場合は、業務内容が確認できる資料（数量表、仕様書、図面、報告書等の一部）を添付すること。
- ④受渡しを行ったことを証する書類（認定書、成績評定点の通知等）の写しを添付すること。なお、受渡しを行ったことを証する書類の写しの添付が無い場合は実績と認めない。

《記載上の注意事項》

- ①同種又は類似業務の業務経験は配置予定照査技術者ごとに1件とする。
- ②業務概要には、同種業務又は類似業務に該当することが確認できる実施内容を記載すること。
- ③作成サイズはA4判で1ページとする。
- ④同種又は類似業務の業務経験は、照査技術者としての業務経験に限らず、管理技術者、担当技術者として携わった業務経験も対象となる。ただし、これら技術者として携わったことを証する書類の写しの添付がなかった場合（上記の《添付書類》を参照）は、業務経験として認めない。

業務への取組方針

《記載上の注意事項》

- ①本業務の業務内容や特徴を踏まえ、業務を遂行するための実施方針、着眼点について簡潔に記載する。
- ②本業務の実施体制、業務フロー、工程計画等について簡潔に記載する。
- ③作成サイズはA4判とし、1ページで記載すること。
- ④その他の記載は様式5に含めず、自由様式とし、A4判1ページ以内とする。

(技術提案書様式 6)

業務計画工程表

(調査等名) 秋田自動車道 大戸川橋耐震補強設計

《記載上の注意事項》

- ①項目及び細目は特記仕様書（案）、金抜設計書より適宜設定すること。
 - ②業務への取組方針（技術提案書様式5）を反映した計画であること。
 - ③作成サイズはA4判とする。

(技術提案書様式7)

平成 年 月 日

総額

東日本高速道路株式会社

東北支社長 松崎 薫 殿

住 所

商号または名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印

調査等名) 秋田自動車道 大戸川橋耐震補強設計

総額 (税抜) ※見積項目に関する金額（見積項目に対するその他原価、一般管理費等の金額を含む）を除く	00,000,000円
--	-------------

見積項目内訳書

調査等名) 秋田自動車道 大戸川橋耐震補強設計

工種・名称・細目	単位	数量	単価	金額	(単価内訳)						備考
					直接 人件費	労務費	材料費	機械器 具経費	事務用 品費	その他	
技術業務直接人件費											
橋梁耐震補強設計 動的解析 既設橋梁 16径間 支承 二柱式 A	1	連	0000	0000	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
橋梁耐震補強設計 動的解析 耐震補強 16径間 支承 二柱式 A	1	連	0000	0000	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
技術業務直接経費											
橋梁耐震補強設計 電算機使用料 (動的解析) 既設橋梁 16径間 支承 二柱式	1	式	0000	0000	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
橋梁耐震補強設計 電算機使用料 (動的解析) 耐震補強 16径間 支承 二柱式	1	式	0000	0000	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

【記入上の注意事項】

- 表中で、「×××」には名称区分等を、「0000」には金額を記載し、内容に応じて行を追加する。

- 「備考」には、その単価に使用した根拠を記載すること。

根拠例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績

人件費：設計業務委託等技術者単価、協力会社見積、国土交通省積算要領歩掛り

機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社見積

- 「直接人件費」には、設計業務委託等技術者単価における「職種」を記載する。

- 「労務費」には、公共工事設計労務費単価における「職種」を記載する。

- 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

- 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

- 「事務用品費」には、事務用品名称を記載する。

- 「その他」には、上記の指定細目以外に該当する細目について記載する。